

患者等搬送乗務員適任者講習

総論(事前学習用)



さいたま市PRキャラクター

ご先祖さまは見沼田んぼの主(ぬし)です。生まれ育った見沼(ミヌマ)から「ヌウ」と名づけられました。市民の皆さまと市をつなげる施策PRキャラクター「つなが竜」として、市のいろいろな情報をわかりやすく伝えていきます。

さいたま市消防局救急課

はじめに

民間による患者等搬送事業は、高齢化社会への進展等を背景に医療機関への入退院及び転院並びに社会福祉施設への送迎等、需要の広がりをみせていることから、さいたま市消防局では利用者である市民の方がより一層信頼して利用できるよう、患者等の搬送を行う事業者に対して業務の質を担保しつつ、より質の高い患者サービスを行い、円滑に事業を行えることを目的に認定制度を設けています。

民間による患者等搬送事業に対する 指導及び認定

さいたま市消防局では、民間による患者等の搬送事業者に対し、必要な指導を行うとともに、一定の基準に適合する患者等搬送事業者の認定を行い、患者等の生命及び身体の安全を図ることを目的に「民間による患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱」を定めています。

用語の定義1

◆患者等

健常者以外の者及び車椅子又は寝台(ストレッチャー)を必要とする者で搬送に緊急を有しない者をいう。

◆患者等搬送業務

患者等を搬送するために必要な特別の構造又は設備を備えた自動車を使用し、患者等を搬送する業務をいう。

◆患者等搬送事業者

患者等搬送業務を行う事業所の経営者又は管理責任者をいう。

用語の定義2

◆認定事業者

「民間による患者等搬送事業に対する指導及び認定に関する要綱」第23条による認定を受けた患者等搬送事業者をいう。

※ 第23条(要約) 認定審査基準表に基づき審査及び検査の結果、適合する患者等搬送事業者に対し、遵守事項の履行を条件に認定を決定した事業者をいう。

◆乗務員

患者等搬送用自動車に乗務し、当該搬送業務に従事する者をいう。

事業実施の基本原則

- ▶ 患者等搬送事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 事業の社会的責任を十分に自覚し、関連法規及びこの要綱に定める事項を遵守すること。
 - (2) 生命の危険又は症状の悪化が予測され、緊急に医療機関へ搬送しなければならないと認められる患者等は、搬送の対象としないこと。
 - (3) 患者等からの依頼に対する適正な処理及び患者等の搬送技能の向上に努めること。

消防機関との連携

- 次の各号いずれかに該当する場合には**消防機関へ通報し、救急自動車を要請しなければならない。**
 - (1) 患者等及び関係者から要請があった時点において、患者等を緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合。なお、この場合は、併せて患者等搬送用自動車で乗務員を派遣するように努めること。
 - (2) 要請された場所に到着した時点において、患者等を緊急に医療機関へ搬送する必要があると判断した場合。
 - (3) 患者等の搬送途上において、緊急に医療機関へ搬送する必要が生じた場合。

事業者認定

患者等搬送事業者からの申請により、認定審査基準に基づき審査し、認定・否認定を決定するとともに、認定・否認定結果通知書により通知する。

また、認定の決定がなされた事業者には、認定証・事業者認定マーク・自動車認定マークを交付する。

◆認定証の有効期間

- ・ 認定日から起算して5年
- ・ 更新は期間満了の1ヶ月前から14日前までの間に認定手続きに準じて行う。



認定事業者マーク

患者等搬送乗務員適任者講習

➤ 患者等搬送乗務員適任者講習

新たに乗務員となる者（適任証の交付を受けようとする者）に対する講習（3日間24時間）

➤ 患者等搬送乗務員適任者講習（車椅子専用）

新たに乗務員となる者（適任証の交付を受けようとする者）に対する講習（2日間16時間）

適任者講習の内容

(車椅子専用)

課目	時間数(時間)	課目	時間数(時間)
総論	1	総論	1
観察・応急処置	13	観察・応急処置	9
体位管理	2	体位管理	1
消防機関との連携	2	消防機関との連携	2
消毒・感染防止	2	消毒・感染防止	1
搬送法	2	搬送法	1
修了考査	2	修了考査	1
合計	24	合計	16

(※ 課目の1時間は、45分とする)

患者等搬送乗務員定期講習

➤ 患者等搬送乗務員定期講習

適任証を有するものが2年に1回以上受けなければならない講習(3時間)。

※ 定期講習を受講しない場合は、当該適任証は失効する。

患者等搬送乗務員定期講習の内容

課目	時間数(時間)
観察・応急処置	2
体位管理	1
合計	3

(※ 課目の1時間は、45分とする)

適任証の交付

- 消防長は、適任者講習を修了した者又はこれと同等以上の知識及び技術を有すると認める者（以下「特例認定者」という）に対し、適任証を交付するものとする。
- 特例認定者として適任証の交付を受けようとする者は、特例認定申請書により、特例認定者と認められる資格等を証明するものを添付し、消防長に申請するものとする。

乗務員の要件（適任者）

満18歳以上の者で、適任証の交付を受けている者でなければならない。



➤ 適任証の携帯

乗務員は、患者等搬送業務に従事するときは、適任証を携帯しなければならない。

➤ 適任証の有効期限

- (1) 適任証の有効期限は、適任証の交付日から起算して2年とする。ただし、定期講習を受講した場合には2年間有効とし、それ以降も同様とする。
- (2) 適任証の有効期間内に定期講習を受講しない場合は、当該適任証は失効する。ただし、特段の事情があり、消防長が特に認めた場合はこの限りではない。

適任証の再交付

適任証の交付を受けている者が、その適任証を紛失等したときは、適任証再交付申請書により、消防長に申請し、の再交付を受けなければならない。

患者等搬送用自動車の要件

患者等搬送用自動車は、次に掲げる構造及び設備を有するものとする。ただし、患者等搬送用自動車（車椅子専用）は、車椅子の乗降を容易にするための装置を備えていなければならない。

- (1) 十分な緩衝装置を有すること。
- (2) 換気及び冷暖房の装置を有するものであること。
- (3) 乗務員が業務を実施するために必要なスペースを有するものであること。
- (4) ストレッチャー又は、車椅子等を使用したまま確実に固定できる構造であること。
- (5) 携帯が可能な通信機器等、連絡に必要な設備を有していること。

患者等搬送用自動車の表示・外観

【表示】

患者等搬送用自動車の車体に「さいたま市消防局
認定」と表示することができるものとする。

【外観】

サイレン又は赤色警告灯を装備するなど、救急自動車と紛らわしい外観を呈してはならない。

車載する資器材

- 患者等搬送用自動車には下表に掲げる資器材を備えるものとする。

分類	品名
呼吸循環管理用資器材	バックバルブマスク(※1) ポケットマスク
保温・搬送用資器材	敷物(※1)、保温用毛布等、担架(車椅子)、まくら(※1)
創傷保護用資器材	三角巾、ガーゼ、包帯、タオル、ばんそうこう
消毒用資器材	噴霧消毒器、各種消毒薬
その他の資器材	はさみ、マスク、ピンセット、手袋、膿盆・汚物入れ、体温計、自動体外式除細動器(AED)(※2)

- 1 車椅子専用の搬送車の場合 ※1に示す資器材は任意とする。
- 2 自動体外式除細動器(AED)は ※2については、任意とする。

消 毒

- 患者等搬送用自動車及び積載資器材の消毒は次のとおり行わなければならない。
 - (1) 定期消毒 毎月1回以上
 - (2) 使用後消毒 毎使用後
 - (3) 特別消毒 医師から特別に指示があった場合

- 消毒を実施したときは、その旨を消毒実施記録表に記録し、患者等搬送用自動車の見やすい場所に表示しておかなければならない。

衛生・安全管理

- 患者等搬送用自動車及び積載資器材については点検整備を確実にを行い、清潔保持に努めなければならない。
- 乗務員は、患者等搬送業務にふさわしい服装とし、常に清潔保持に努めなければならない。

事業案内

- 事業案内には、救急隊と同等の活動ができるかのような表現をしてはならない。

認定対象となる患者等搬送事業者

- 認定対象となる患者等搬送事業者は、道路運送法に定める次の各号のいずれかの者とする。
 - (1) 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けた者
 - (2) 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けた者
 - (3) 特定旅客自動車運送事業の許可を受けた者
 - (4) 自家用有償旅客運送の登録を受けた者



➤ 認定の申請

認定を受けようとする患者等搬送事業者は、必要な書類を添えて、消防長に申請するものとする。

➤ 認定の審査等

消防長は、申請を受領したときは、別に定める認定審査基準表に基づき書類及び車両の審査を行う。

➤ 認定

消防長は、審査の結果、適合する患者等搬送事業者に対し、遵守事項の履行を条件に認定を決定する。

➤ 認定証の有効期間

認定証の有効期間は、認定日から起算して5年とする。

➤ 認定証の更新

認定証の更新を受けようとする者は、当該認定期間の満了する1ヶ月前から当該期間が満了する14日前までの間に申請するものとする。

➤ 認定証等の再交付

認定証等を紛失等したときには、患者等搬送事業認定証等再交付申請書により、消防長に申請し、再交付を受けなければならない。

認定事業者の責務

- 1 認定事業者は、患者等搬送業務において、症状の悪化防止に万全の配慮をし、搬送途上において症状が悪化し緊急やむを得ない場合は、必要最小限の応急手当を実施に努めること。
- 2 認定事業者は、この要綱に規定する要件及び遵守事項を誠実に履行しなければならない。

認定事業者の責務

- 3 認定事業者は、患者等搬送業務中に次の各号のいずれかに該当する特異事案を扱ったとき、又は重大な事案等を発生させたときは、特異事案報告書により、速やかに報告しなければならない。
 - (1) 患者等を搬送中に容態の変化があり、応急手当を実施したとき。
 - (2) 患者等を搬送中に容態の変化があり、救急隊を要請したとき。
 - (3) 患者等を搬送中に交通事故等を発生させたとき。
 - (4) 感染症の患者を扱った場合で他の患者を搬送するのに影響を及ぼす恐れがあるとき(事後に判明したときも含む)。
 - (5) その他報告が必要と認められる事案が発生したとき。

運行体制

➤ 認定事業者は、患者等搬送用自動車1台につき2名以上の乗務員をもって搬送業務を行わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、乗務員を1名とすることができる。

- (1) 乗務員以外に医師、看護師、又は救急救命士が同乗する場合。
- (2) 退院をする場合。
- (3) 医師の指示によるあらかじめ日を指定した入院、転院又は通院の場合。
- (4) 社会福祉施設、保養施設等への送迎の場合

業務内容の変更

- 認定事業者は、患者等搬送事業認定の内容を変更しようとする場合は、変更しようとする日の14日前までに患者等搬送事業内容等変更届により届出しなければならない。

事業の廃止等

- 認定事業者は、患者等搬送事業を休止又は廃止したときは、速やかに患者等搬送事業廃止（休止）届により届出しなければならない。

認定の取消し

➤ 消防長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定事業者の認定を取消すことができる。

- (1) 本要綱に規定する責務を果たさなかったとき
- (2) 患者等搬送業務中に重大な事故を起こしたとき
- (3) その他、消防長が認定の取消しの必要があると判断したとき

認定証の失効

- 認定は、次の各号のいずれかに該当するとき、その効力を失う。
 - (1) 道路運送法に定める許可が取消され、又は登録が抹消され、又は失効したとき。
 - (2) 患者等搬送事業を廃止したとき。
 - (3) 認定の更新をせず、認定の有効期間が満了したとき。

認定証等の返納

- 認定事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定証等を消防長に返納しなければならない。
 - (1) 認定が取消されたとき。
 - (2) 認定が失効したとき。
 - (3) 認定証の再交付を受けた後において、紛失等した認定証等を発見したとき。

定期調査

- 消防長は、認定事業者に対し、この要綱に規定する要件の適合状況及び遵守事項の履行状況を少なくとも年1回以上調査するものとする。
- 消防長は、調査の結果から不適事項、又は遵守事項が履行されていないと認めたときは、指導するものとする。
- 患者等搬送事業者は、指導を受けた時には、速やかに不適事項の改善結果、又は遵守事項を履行するための対策等、その報告をしなければならない。

定期調査

- 患者等搬送事業者は、調査時又は消防長が求めるときは前年の患者等搬送事業所運用状況表を提出しなければならない。

救急業務と患者等搬送事業の違い

	救急業務	搬送事業
対象	緊急性あり	緊急性なし
主体	市町村(消防機関)	民間
範囲	管轄区域内	制限なし
料金	無料	有料

患者等搬送事業者認定業務

1	アルファ交通(株)	11	株式会社スカイハート
2	(株)さいたま福祉サービス	12	介護タクシー ももたく
3	ハロー介護	13	オアシスさいたま営業所
4	大和ハッピー・ケア・サービス	14	介護タクシー レアルキャブ
5	介護タクシープライド	15	介護タクシー さくらリムジン
6	ハーモニカタクシー	16	介護タクシー ライフ
7	ケアサポート彩玉	17	福祉搬送 ゆずり葉
8	ケア移送サービス つきまる	18	ケアタクシー ライトラベル
9	介護タクシー 花みずき	19	日本ショーファー協会
10	はるこう介護タクシー	20	福祉タクシー つながり

令和5年2月現在
認定事業者は20社



患者等搬送乗務員定期講習(再講習) について

2年毎に更新が必要となる患者等搬送乗務員適任証ですが、各事業所・個人宛に定期講習(再講習)のご案内はしておりません。そのため、各自で有効期限は管理していただき、更新する場合は、さいたま市のホームページで定期講習のお知らせをしますので、各自、更新手続きをよろしくお願いいたします。